

理事候補及び監事候補の選出並びに選挙管理委員会の運営に関する規則
(選挙規則)

規則第 B-5 号

平成 26 年 11 月 10 日

改定 1 平成 28 年 11 月 28 日

改定 2 令和 3 年 1 月 7 日

改定 3 2023 年 1 月 24 日

(目的)

第 1 条 本規則は、「規程第 A-3 号」第 5 条第 4 項及び第 18 条にもとづき、「理事候補及び監事候補の選出並びに選挙管理委員会の運営に関する規則」(以下「選挙規則」という)を次のように定める。

(選挙日程及び様式)

第 2 条 選挙日程及び様式の指定は次の通りとする。以下に規定していない日程は、規則に従って選挙管理委員会が第 1 回選挙管理委員会において規定する。

- (1) 「規程第 A-3 号」第 7 条第 2 項の定めにより、投票年の前年 11 月 30 日現在の選挙権を有する会員の名簿を代表理事から受けとる。
- (2) 「規程第 A-3 号」第 9 条第 1 項の規定により、投票年の 1 月 15 日に選挙公示(様式 1)を行う。公示方法は、日本保健物理学会ホームページを主とし、その他補助的手段とする。
- (3) 「規程第 A-3 号」第 10 条の規定により、投票日の 50 日以上前に候補届(様式 2)の受付を締切る。
- (4) 「規程第 A-3 号」第 10 条の規定により、投票日の 20 日以上前に選挙公報(様式 3)を発行し、投票要領(様式 4)と共に会員に配布する。
- (5) 「規程第 A-3 号」第 6 条の規定により、投票年の 5 月 1 日までの所定の日を投票日に定め、投票日の投票要領で定める時間に投票を締切る。
- (6) 「規程第 A-3 号」第 13 条の規定により、投票日の翌日に開票を行う。
- (7) 「規程第 A-3 号」第 15 条第 1 項の規定により、開票の日から 3 日以内に開票結果(様式 5-1~5-2)を候補者に通知する。
- (8) 「規程第 A-3 号」第 16 条の規定により、開票の日から 10 日間まで、異議の申し立てを受け付ける。
- (9) 「規程第 A-3 号」第 15 条第 2 項の規定により、投票年の 5 月 5 日までに理事及び監事の当選者名、次点者名、並びに候補者別得票数を代表理事に報告する(様式 6-1)。

(10) 「規程第 A-3 号」第 15 条第 3 項の規定により、理事候補及び監事候補の選出者名を日本保健物理学会ホームページと学会誌「保健物理」に公示する（様式 6-2）。

2 海外に在住する会員については日本の日時を適用する。

（選挙権及び被選挙権の確認）

第 3 条 「規程第 A-3 号」第 7 条但し書きの規定により、投票年の前年 12 月 1 日から投票日までに退会した者は選挙権及び被選挙権を有しないので、候補者届並びに投票に際しては規程第 7 条第 3 項の代表理事からの該当者の名簿に基づき排除する。

2 海外に在住する会員については、国内会員と同じ権利を有する。

（投票）

第 4 条 「規程第 A-3 号」第 12 条第 1 項の規定により、投票は電磁的な方法により行う。

（有効投票）

第 5 条 「規程第 A-3 号」第 7 条第 1 項、第 12 条第 2 項、第 3 項及び第 13 条第 2 項の規定により、投票は次のすべてを満足する場合に有効とする。

- (1) 選挙権を有する者であること
- (2) 投票日締切りに間に合ったものであること
- (3) 投票の記入内容が投票要領にしたがっていること
- (4) 投票フォームにより定員以内の候補者が選出されていること

（開票結果の公示）

第 6 条 開票結果は、日本保健物理学会ホームページ上で開示する。

（解散）

第 7 条 「規程第 A-3 号」第 4 条第 7 項の定めにより、同規程第 16 条に定める選挙に対する異議の申し立て（以下、異議の申し立て）がなされなかった場合には投票年の 5 月 15 日に、異議の申し立てがなされた場合にはその処理が終了した時に解散し、代表理事に選挙結果とともに解散を報告する（様式 7）。

付則 本規則は、平成 26 年 11 月 10 日から施行する。

本規則改定 1 は、平成 28 年 11 月 28 日から施行する。

本規則改定 2 は、令和 3 年 1 月 7 日から施行する。

本規則改定 3 は、2023 年 1 月 24 日から施行する。

様式類の添付は省略する。